

Fプランに関する追加ご説明書

拝啓 この度は、当社の提供する電力供給サービスのうち、Fプラン（プラン名称にFを含むプランの総称です。）のご利用をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

Fプランをお申込みいただくお客さまには、低圧電力供給契約申込書及び申込書内の重要事項説明書（以下「申込書等」といいます。）に付随する別紙として、本書の内容をご査収いただきますようお願い申し上げます。本書は申込書等の一部をなすものであり、本書に記載の無い事項につきましては、申込書等に記載の内容を適用いたします。

また、本書は申込書等の控えとともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. Fプランの概要及び電気料金

Fプランは、当社の提供する電力供給サービスのうち、Jプラン（プラン名称にJを含むプランの総称です。）をベースとして、支払繰延特約の適用を追加した内容のプランです。支払繰延特約の内容は、「2. Fプランに適用する支払繰延特約について」をご確認ください。

Fプランの電気料金は、①基本料金(または最低料金)、②電力量料金（燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電源調達調整費の加減を適用します。）、③再生可能エネルギー発電促進賦課金および④支払繰延特約に定める繰延手数料の合計といたします。④支払繰延特約に定める繰延手数料以外の料金や、その他支払繰延特約の適用以外の契約条件については、各Fプランに対応する以下表記載のJプランと同一の内容を適用します。

Fプラン	Jプラン
ハルとくでんき法人スマートプラン F プラス	ハルとくでんき法人スマートプラン J プラス
ハルとくでんきシンプルプラン F プラス	ハルとくでんきシンプルプラン J プラス
ハルとくでんき従量オフィスサポートプラン F	ハルとくでんき従量オフィスサポートプラン J
ハルとくでんき従量店舗サポートプラン F	ハルとくでんき従量店舗サポートプラン J
ハルとくでんき従量飲食店サポートプラン F	ハルとくでんき従量飲食店サポートプラン J
ハルとくでんきシンプルオフィスサポートプラン F	ハルとくでんきシンプルオフィスサポートプラン J
ハルとくでんきシンプル店舗サポートプラン F	ハルとくでんきシンプル店舗サポートプラン J
ハルとくでんきシンプル飲食店サポートプラン F	ハルとくでんきシンプル飲食店サポートプラン J
ハルとくでんきバックオフィスサポートプラン F	ハルとくでんきバックオフィスサポートプラン J
ハルとくでんきバック店舗サポートプラン F	ハルとくでんきバック店舗サポートプラン J
ハルとくでんきバック飲食店サポートプラン F	ハルとくでんきバック飲食店サポートプラン J
ハルとくでんき動力プラン F プラス	ハルとくでんき動力プラン J プラス
ハルとくでんき動力オフィスサポートプラン F	ハルとくでんき動力オフィスサポートプラン J
ハルとくでんき動力店舗サポートプラン F	ハルとくでんき動力店舗サポートプラン J

2. Fプランに適用する支払繰延特約について

Fプランのお客さまの電気料金の支払いにつきましては、以下の内容の支払繰延特約を適用するものとします。

支払期日の繰延	一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとします。																				
繰延金額	<p>繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。</p> <p>〔算定式〕 使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値(※1) - 基準単価(※2)) × (1 + 消費税率)</p> <p>※1：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N+1 月の検針日の前日が属する月の 1 日から末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。</p> <p>※2：基準単価は、当社の電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとします。 （参考：2023 年 11 月 1 日時点の基準単価は以下表のとおりです。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管轄エリア</th> <th>北海道</th> <th>東北</th> <th>東京</th> <th>中部</th> <th>北陸</th> <th>関西</th> <th>中国</th> <th>四国</th> <th>九州</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準単価</td> <td>20.5</td> <td>19.0</td> <td>20.5</td> <td>20.5</td> <td>21.0</td> <td>21.5</td> <td>20.0</td> <td>20.5</td> <td>21.0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <p>なお、当社は、毎月 1 日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。 N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。</p>	管轄エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	基準単価	20.5	19.0	20.5	20.5	21.0	21.5	20.0	20.5	21.0
管轄エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州												
基準単価	20.5	19.0	20.5	20.5	21.0	21.5	20.0	20.5	21.0												
繰延手数料	<p>繰延手数料は、本特約に定める繰延の実施に係る手数料とし、以下の算定式によって求められる金額とします。</p> <p>〔算定式〕 繰延金額 × 1 パーセント</p>																				
繰延後の支払期日	<p>N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N+3 月の検針日から N+4 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とします。なお、繰延手数料の支払期日は、その算出の基となる繰延金額の繰延後の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。</p> <p>（例）2023 年 11 月の検針日から 2023 年 12 月の検針日の前日までの期間分の電気料金に係る繰延金額及び繰延手数料は、2024 年 2 月の検針日から 2024 年 3 月の検針日の前日までの期間分の電気料金に合算して請求します。</p>																				
電力供給契約が終了する場合の取扱い	<p>電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額及びこれに基づく繰延手数料のうち未請求のものについては、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。</p>																				

以上